

■総則

<名称>

自治基本条例、まちづくり条例、まちづくり基本条例、市民基本条例など表現は多様。
条例の中身がかたまった時点で名称について審議する。

案1) まちづくり基本条例

- ・言葉の印象がやわらかい。
- ・「まちづくり」という言葉が様々なところで使用されており、意味合いが広い。(ハード的な印象)

案2) 自治基本条例

- ・言葉の印象がかたい。
- ・意味合いがはっきりしている。

<前文>

- ・市民憲章を尊重する記述。
 - ・郡上市の歴史や文化、現状をあらわす記述。
 - ・条例制定の基本的理念やこれから郡上市がめざす姿の記述。
 - ・条例制定のキーワードとなる「協働」「自治」「役割・責務」の記述。
- ※別添に懇話会としての前文案を作成した。

<目的>

- ・いつまでも住み続けられる地域（前文）の実現を図るために、市民と議会と行政のそれぞれの役割、責務を明確にし、協働のまちづくりを進める。

<定義>

- ◆市民 市内に居住し、通学または通勤する個人及び市内において事業または活動を行う個人、法人その他団体をいう。
 - ◆市 市議会及び執行機関をいう。
 - ◆執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - ◆協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がお互いの立場を尊重し、お互いの不足する部分を補いながら、ともに協力して取り組むことをいう。
 - ◆まちづくり いつまでも住み続けられる地域を作るために、市民主体で課題を解決し、より良い地域を目指す活動全般をいう。
 - ◆住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。
 - ◆自治会 地域内の全世帯を組織する住民自治組織の代表である。地域住民の合意形成を行う役割の他、住民同士の親睦と絆づくり、地域文化の伝承と創造、地域課題の解決などのさまざまな役割を担う。
- ※ [自治会] については、用語の定義として掲載はしないものの条例の逐条解説等に掲載をする。
- ※その他、条文を作成していくなかで出てくる用語を定義付けしてゆく。

<条例の位置づけ>

- ・位置づけとしては、郡上市の自治における最高法規（規範）とする。
- ・但し、表現については、全体の条例のイメージにより決定したい。

<基本理念>

- 条例制定のための基本的な考え方
- ・市民が主権者である。

<基本原則>

- 前文や目的に則り、これからの新しい自治の原則や理念を定める。（自治及びまちづくりの原則）
- ・情報の共有。
 - ・市民の市政参画。
 - ・協働によるまちづくり
 - ・地域の特性を生かすまちづくり。

■権利・責務

<市民の権利>

- この条例の『基本原則』及び『基本理念』に則った、市民に保障される権利を確認するもの。
- ・まちづくりに参画する権利を有する。
 - ・市の保有する情報を知る権利を有する。

<市民の役割・責務>

- 市民に保障される権利に伴う責務を確認するものである。
- ・お互いに権利を尊重し、協力しあうよう努める。
 - ・自らの言動に責任を持つ。
 - ・住民自治（まちづくり）の担い手として、地域活動参加に努めなければならない。
 - ・市政への認識を深めるように努めなければならない。

<議会の役割・責務>

- 『まちづくり』の推進における議会の役割・責務を確認するものである。
- ・選挙で選ばれた住民の代表が構成する議決機関である。
 - ・市民に開かれた議会の運営に努める。
 - ・この条例の基本原則、基本理念し、まちづくりに取り組むよう努める。

<市長等の責務>

- 『まちづくり』の推進における市長等の責務を確認するものである。
- ・市長は、市民の意思に応えられる職員の育成に努める。
 - ・市長は、この条例の基本原則、基本理念に基づいた市政運営に努める。
 - ・執行機関は、所管する事務の企画立案、実施及び評価における内容、効果について、市民へ説明を行う。
 - ・執行機関は、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に事務を執行する。

<市職員の責務>

『まちづくり』の推進における市職員の責務を確認するものである。

- ・市民の一員としての自覚、市民との連携によるまちづくり推進する。
- ・この条例の基本原則、基本理念に基づき公務を執行する。

■市民参画・協働

<意見公募手続制度>

- ・市の重要な計画や政策策定等についての事前公表、市民の意見を求める。
- ・市民からの意見を考慮した行政の考え方を公表する。
- ・意見公募の方法としては、パブリックコメント制度（H19.4.1 郡上市パブリックコメント制度実施要綱施行）、アンケート、意見交換会等を行う。

<附属機関への参加>

審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の運営に関するものである。

- ・一定割合の市民公募委員を選任する。
- ・男女比、年齢、職種、地域バランス等に考慮した選任を行う。

※附属機関として郡上市の条例等には「総合計画審議会」「まちづくり市民会議」があげられているが、他に条例により定められている審議会等として「行政改革推進審議会」「情報公開・個人情報保護審議会」「都市計画審議会」「特別職報酬等審議会」、規則により定められている審議会等に「景観審議会」「伝統的建造物群保存地区保存審議会」「有線テレビ放送運営及び番組審議会」がある。

<住民投票に関する規定>

- ・市長は市政に関する重要項目について、広く市民の意思を確認するために必要に応じ住民投票を実施することができる。
- ・市民及び市は住民投票の結果を尊重する。
- ・住民投票の実施に関する必要事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。
但し、住民投票の実施に係る条例制定の請求要件については自治基本条例上に定める。

<住民自治の推進>

市民が身近な地域の共通課題や将来の地域づくりの在り方を自ら考え、議論し、その方向性を決定していくことができる仕組みを整える。

- ・住民自治の充実が重要視される背景として、分権改革の進展によって国県から市へとより市民に近いところに政策決定の場が移る中、市民の意思と責任に基づいた市政運営の必要性への高まりがあげられる。
- ・市民が地域の課題を主体的に解決し、それぞれの特性を活かした地域づくりに取り組むことができるような仕組みを整備する。
- ・地域自治組織の設置に関する必要事項については、別に条例で定める。

※地域自治組織の設置については、組織の体制（「地域自治区制度による組織」若しくは「市の条例等による組織等」）、地域という枠や分掌される事務内容等を含め研究及び十分な検討が必要。

<市民協働>

様々な主体（担い手）が、互いの責任と役割を認め合いながら、協力連携していかなければならない。

<市民協働センター>

協働によるまちづくりの推進を目的に、市民、まちづくり団体等の活動や交流の支援、調整を行う拠点として市民協働センターを設置する。 ※平成24年7月に郡上市市民協働センターが開設

■ 市政運営

<情報公開>

- ・市は、市民の知る権利を保障する。
- ・別に定める条例により、情報の公開を進める。

※郡上市情報公開条例

<個人情報保護>

- ・市は、別に定める条例により、市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

※郡上市個人情報保護条例

<会議公開の原則>

- ・市は、法令等に特別な定めがある場合を除いて、原則として審議会等の会議を公開する。

<行政評価>

- ・適切な目標設定に基づく行政評価を実施する。
- ・評価結果を施策や組織改善等に反映させる。

<財政運営の基本事項>

- ・総合計画と連動した財政運営に努める。
- ・市民に対し財政状況の公表を行う。

<意見、要望、苦情等への応答>

- ・市は市政に関する意見、要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速な対応に努める。
- ・市は苦情に対し原因を分析し、再発防止に努める。

<総合計画>

- ・市の政策を定める最上位のものである。
- ・議会の議決を経て策定する。

<説明責任>

- ・市は、政策の立案、実施、評価等について、市民にわかりやすい説明を行うよう努める。

<行政手続>

- ・市民の権利、利益の保護するため、別に条例で届出等の行政手続き定める。

※郡上市行政手続条例（平成 16 年 3 月 1 日施行）

<この条例の検証>

- ・別に定める条例により、この条例の見直しを含めた検証を行う審議会等を設置する。
- ・この審議会等は一定以上の公募委員により構成する。

<危機管理>

- ・市は、市民、関係機関、国県や他自治体と連携し、市民の安全安心に努める。
- ・市は、市民の安全確保のため緊急事態に対処できる体制の充実、強化を図る。
※様々な年代や立場における既存の団体や組織等の連携。
- ・市民は災害発生等、緊急時に自らの安全確保を図る。
- ・市民は、災害等に地域等でお互い協力して対応できるような体制づくりに努める。

<自治体、国等他機関との連携、協力>

- ・市は、共通する課題解決等において、国県や他自治体と連携を図る。